



兵庫パルプ工業株式会社谷川工場における保安確保について

平成18年 4月 7日

中部近畿産業保安監督部近畿支部

原子力安全・保安院 中部近畿産業保安監督部近畿支部は、兵庫パルプ工業株式会社谷川工場に対し平成17年11月及び平成18年3月に立入検査を実施したところ、以下の法令違反等の事実を確認したので、厳重に注意し、今後、法令遵守を徹底するとともに、再発防止策及び改善策について電気事業法第106条第4項の規定に基づき平成18年6月30日までに報告するよう指示しました。

1. 谷川工場火力発電設備及び電気設備に係る法第50条の2第3項に基づく使用前安全管理審査及び法第55条第4項に基づく定期安全管理審査を審査していなかった。
2. 電気事業法施行規則第94条の2第2項第一号に基づく承認を得ず法第55条第1項の定期事業者検査を実施していなかった。
3. 接地抵抗値が法定基準を上回っていた。
4. 低圧回路の絶縁抵抗値を測定していなかった。
5. 配管肉厚の測定結果を技術基準に適合しているか確認していなかった。

(お問い合わせ先)

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課

担当者：八島課長、友利補佐

電話：06-6966-6047(直通)

FAX：06-6966-6092